

肝炎定期検査費用助成のご案内

埼玉県では、肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がんと診断された方が、定期的に受ける検査費用を助成しています。

対象者	埼玉県内に住所があり、公的医療保険(国民健康保険など)に加入し、(1)～(4)の全ての要件に該当する方 (1)肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎患者、肝硬変患者、肝がん患者(治療後の経過観察を含む) (2)住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方 (3)県又は県内の市町村のフォローアップ(定期的に状況確認の連絡を行うこと)に同意した方 (4)県が指定した医師※による定期検査を受けた方 ※日本肝臓学会肝臓専門医又は埼玉県肝炎医療研修会受講修了医師のことです。 (県のホームページをご覧くださいか、裏面の申請窓口にお問い合わせください。)	
助成額	①住民税非課税世帯に属する方	対象となる検査費用の全額
	②市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方	(慢性肝炎)1回につき支払額から2,000円を差し引いた額 (肝硬変・肝がん)1回につき支払額から3,000円を差し引いた額
助成回数	年2回(4月～3月までの年度毎に2回) ※肝炎治療医療費助成の受給期間に受けた検査は、対象外です。 ※検査は同じ日に受けることが原則ですが、検査が複数日にまたがっても概ね1か月ならば助成対象です。	
申請期間	検査を受診した年度末(3月31日)まで	

検査費用の請求に必要な書類

(1)に、(2)～(8)の書類を添付して居住地を管轄する保健所に提出してください。

- (1) 肝炎検査費用請求書
- (2) 助成対象となる検査に係る医療機関の領収書および診療明細書
- (3) 診断書(県が定めた様式に県が指定した医師が記載)
※ 診断書は、過去に定期検査費用の助成を受けた方は不要です。
(慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった方は必要です。)
- (4) フォローアップ事業参加同意書又は写し(初めての申請時のみ)
- (5) 本人および本人と同一世帯に属する全員の記載のある住民票
(マイナンバー記載なし、申請日以前3か月以内に発行のもの)
- (6) (5)の世帯全員の市町村民税の課税年額を証する書類
(申請時に取得できる最新のもの)
- (7) 市町村民税額合算対象除外希望申請書(該当者のみ)
- (8) 振込先金融機関の口座がわかるもの(預金通帳の写し等)



埼玉県マスコット
さいたまっち

※診療明細書や診断書の発行にかかる費用は助成されません。

※助成となる検査項目及び申請場所については裏面をご覧ください。

助成対象となる検査項目

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用が助成の対象となります。（医師が真に必要と判断したものに限り、保険適用外の検査は助成対象となりません。）

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査（断層撮影法（胸腹部）） ※肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影またはMRI撮影（造影剤を使用した場合の加算等も含む）も助成対象となります。	

【検査費用助成の流れ】

- 1 県が指定した医療機関を受診し、支払いを行います。
- 2 必要書類をそろえて、検査を受けた年度内にお住まいを管轄する保健所へ申請します。
- 3 県による審査の上、認められた額が口座に振り込まれます。
※課税世帯に属する方は、助成対象となる支払額から自己負担額（病名により2,000円または3,000円）を差し引いた額が振り込まれます。



埼玉県マスコット コバトン



◆◆◆ 申請窓口・お問い合わせ先 ◆◆◆

保健所名	電話番号	管轄市町村一覧
川口保健所	048-262-6111	川口市、蕨市、戸田市
朝霞保健所	048-461-0468	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部保健所	048-737-2133	春日部市、松伏町
草加保健所	048-925-1551	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣保健所	048-541-0249	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山保健所	0493-22-0280	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、東秩父村
坂戸保健所	049-283-7815	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山保健所	04-2954-6212	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市

保健所名	電話番号	管轄市町村一覧
加須保健所	0480-61-1216	行田市、加須市、羽生市
幸手保健所	0480-42-1101	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷保健所	048-523-2811	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄保健所	0495-22-6481	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健所	0494-22-3824	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
さいたま市保健所	048-840-2214	さいたま市
川越市保健所	049-229-4126	川越市
越谷市保健所	048-973-7531	越谷市

埼玉県 肝炎対策

検索



お問い合わせ先

埼玉県保健医療部疾病対策課 電話048-830-3598